

みえ元気プラン

(概要案)

(地域連携部主担当分抜粋版)

三 重 県

目次

政策体系一覧.....	1
(施策の概要)	
施策 9-1 市町との連携による地域活性化	3
施策 9-2 移住の促進	4
施策 9-3 南部地域の活性化	5
施策 9-4 東紀州地域の活性化	6
施策 10-2 公共交通の充実・確保.....	7
施策 10-4 水の安定供給と土地の適正な利用	8
施策 15-2 競技スポーツの推進.....	9
施策 15-3 地域スポーツと障がい者スポーツの推進.....	10

●政策体系一覧

政策	施策	
1 防災・減災、県土の強靱化	1-1	災害対応力の充実・強化
	1-2	地域防災力の向上
	1-3	災害に強い県土づくり
2 医療・介護・健康	2-1	地域医療提供体制の確保
	2-2	感染症対策の推進
	2-3	介護の基盤整備と人材確保
	2-4	健康づくりの推進
3 暮らしの安全	3-1	犯罪に強いまちづくり
	3-2	交通安全対策の推進
	3-3	消費生活の安全確保
	3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保
4 環境	4-1	脱炭素社会の実現
	4-2	循環型社会の構築
	4-3	自然環境の保全と活用
	4-4	生活環境の保全
5 観光・情報発信	5-1	観光産業の振興
	5-2	三重の魅力発信
6 農林水産業	6-1	農業の振興
	6-2	林業の振興と森林づくり
	6-3	水産業の振興
	6-4	農山漁村の振興
7 産業振興	7-1	中小企業・小規模企業の振興
	7-2	ものづくり産業の振興
	7-3	企業誘致の推進と県内再投資の促進
	7-4	国際展開の推進
8 人材の育成・確保	8-1	若者の就労支援・県内定着促進
	8-2	多様で柔軟な働き方の推進
9 地域づくり	9-1	市町との連携による地域活性化
	9-2	移住の促進
	9-3	南部地域の活性化
	9-4	東紀州地域の活性化
	9-5	DXの推進
10 交通・暮らしの基盤	10-1	道路・港湾整備の推進
	10-2	公共交通の充実・確保
	10-3	安全で快適な住まいまちづくり
	10-4	水の安定供給と土地の適正な利用
11 人権・ダイバーシティ	11-1	人権が尊重される社会づくり
	11-2	ダイバーシティと女性活躍の推進
	11-3	多文化共生の推進
12 福祉	12-1	地域福祉の推進
	12-2	障がい者福祉の推進

政 策	施 策	
13 教育	13-1	子どもたちの基礎となる力の育成
	13-2	社会の担い手となる力の育成
	13-3	特別支援教育の推進
	13-4	安心して学べる教育の推進
	13-5	教育環境の整備
14 子ども	14-1	子どもが豊かに育つ環境づくり
	14-2	幼児教育・保育の充実
	14-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進
	14-4	結婚・妊娠・出産の支援
15 文化・スポーツ	15-1	文化と生涯学習の振興
	15-2	競技スポーツの推進
	15-3	地域スポーツと障がい者スポーツの推進

施策9-1 市町との連携による地域活性化

2026年を見据えた現状と課題

- 人口減少および少子高齢化の進行に伴い、地域社会の担い手不足など、さまざまな課題が顕在化しています。持続可能で元気あふれる地域社会を実現するため、県と市町の連携を一層強化し、県民の皆さんと共に地域づくりに取り組んでいく必要があります。
- 人口減少の進行に伴い、市町は、これからも持続可能な形で行政サービスを提供し続け、その水準をいかに維持・向上していくかが課題となっています。このため、市町が基礎自治体として自主性、自立性を確保しつつ、効率的かつ効果的な行財政運営を行えるよう、支援する必要があります。
- 木曾岬干拓地、大仏山地域等については、関係機関との連携のもと、それぞれの地域の状況に応じた利活用を図っていく必要があります。また、宮川の流量回復の取組について、継続して調整・検討を行っていく必要があります。
- 過疎・離島・半島地域等においては、他地域に比べて急激な人口減少、高齢化が進行し、地域活力の維持が課題となっています。令和3(2021)年度には、今後5年間における過疎地域の持続的発展を図るための方針である「三重県過疎地域持続的発展方針」を策定したところで、今後も人口減少と高齢化が加速する過疎・離島・半島地域等が持続可能な地域社会を構築することができるよう、市町と連携して地域活性化や定住促進などに取り組むとともに、地域おこし協力隊の活動がより充実したものとなるよう支援していく必要があります。

取組方向

- 県と市町の連携を一層強化して、若者の地域づくりへの参画を促進するなど、全県的な課題や地域の課題の解決に向けた取組を進め、地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進します。また、市町が策定した地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を支援します。
- 市町が行政事務を適正かつ的確に処理するとともに、安定的な財政運営が行われ、地域の活性化につながるよう、地方自治制度、地方公務員制度、地方財政制度の運用のみならず、公営企業の経営改革や公共施設等の適正管理の推進等について、必要な支援を行います。
- 地域の活性化につながるよう、関係機関と連携し、木曾岬干拓地、大仏山地域等のそれぞれの利用計画などに基づき利活用を推進します。また、宮川の流量回復の取組については、宮川流域振興調整会議を活用して取り組みます。
- 過疎・離島・半島地域等において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う住民の身近な生活課題を解決するための取組や地域の特色を生かした活性化の取組を支援します。また、地域おこし協力隊のネットワーク化を図り、隊員の定住・定着を進めながら、地域の活力の維持・向上に取り組めます。

施策9-2 移住の促進

2026年を見据えた現状と課題

- 平成 27(2015)年4月から東京に設置している「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、大阪および名古屋での相談会などにおいて、きめ細かな相談対応を行うとともに、移住者を受け入れる体制の整備など、市町と連携した取組を進めた結果、県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は、平成 27(2015)年度から令和2(2020)年度までの6年間で1,900 人を超えています。引き続き市町と連携した取組を進めるとともに、移住者の県内への定着や移住促進の取組を地域の活性化にもつなげていく必要があります。
- テレワークなど場所を選ばない働き方の浸透などに伴い、若い世代をはじめ地方への関心が高まる中、本県が“選ばれる地域”となるために、戦略的に取り組むことが必要となります。
- 移住希望者が安心して三重に移住し、暮らし続けていけるよう、市町の移住者を受け入れる態勢を充実させる取組を支援する必要があります。



取組方向

- 「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行うとともに、全国フェアへの出展や他県と連携した移住プロモーション、ホームページ等により、三重の魅力等、移住希望者のニーズに沿ったさまざまな情報の発信を行います。また、移住希望者と県内の地域の人たちが継続的につながる仕組みの充実や、持続可能な地域づくりにつながる移住という視点から、県外の若者と地域づくりに取り組む人びととの交流・連携を促進するとともに、受け入れ側の気運醸成と態勢の充実などに取り組みます。
- 移住希望者から選ばれる三重になるよう、若い世代が移住を考える際に興味を持つようなテーマでのセミナー開催、大阪・関西万博やリニア中央新幹線の開業などにより注目される地域でのPRなど、アプローチすべき対象や地域を明確にしながら、情報発信の充実などに取り組みます。
- 市町の担当者会議や研修会を通じて、県と市町の連携を深め、移住促進における課題や効果的な手法等について情報共有することで、移住者を受け入れる態勢の充実に向けた市町の取組を支援します。

施策9-3 南部地域の活性化

2026年を見据えた現状と課題

- 南部地域は、第一次産業の活力が低下し、若者世代の人口の流出と高齢化が続いています。その一方で、世界では、2030年を目標達成年限としたSDGsの取組をはじめ、未開発で自然豊かであることの価値が見直されつつあります。こうした時代の変化を的確にとらえ、従来、地域の「弱み」とされていたことを「強み」としてとらえる発想の転換を促すとともに、南部地域の特徴ある資源を生かした産業の活力向上を図る必要があります。
- 道路網の整備の進展やリニア中央新幹線の開業を控え、今後、三重県内においても、交流人口の増加が見込まれます。人口減少と高齢化の進行を緩やかにし、豊かで持続可能な地域社会を維持していくことができるよう、地域で暮らす人びとが安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、南部地域への交流人口の増加とその後の関係人口の拡大に向けて取り組んでいく必要があります。



取組方向

- 南部地域内外の人びとが、南部地域の価値や役割を再認識できるようなマインドの醸成や、価値観を変える取組を進めるとともに、南部地域の未開発で自然豊かな環境を資源として活用する取組を支援し、南部地域に暮らすことを「誇り」と思えるような地域づくりを進めます。
- DXや新しい技術を積極的に取り入れながら、人口減少と高齢化が進む中でも、人口の流出を緩やかにし、豊かで持続可能な地域社会を維持することができるよう取り組みます。また、増加する交流人口を着実にひきつけることができるよう、南部地域の認知度を上げるとともに、地域住民と関係人口をつなぎ、多様な地域コミュニティの形成、活性化を進めます。さらに、地域によりよい影響をもたらす関係人口と地域住民との連携した取組や地域住民のチャレンجزを支援し、地域の活力の向上を図ります。
- 南部地域に幸福感を持っていきいきと暮らす人びとが増えることで、地域外の人びとが南部地域に一層の魅力を感じ、地域の外からさらに活力が注入される好循環が続いていくよう取り組みます。

施策9-4 東紀州地域の活性化

2026年を見据えた現状と課題

- 熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域ならではの魅力、さらに熊野古道が持つ多様な側面からの魅力を的確に発信するとともに、来訪を促進するためのさまざまな仕掛けづくりを行っていく必要があります。
- 熊野古道伊勢路への来訪者は、増加傾向にあったものの、近年は年間30数万人前後での推移にとどまっています。
熊野古道伊勢路では、世界遺産登録周年事業により人びとの注目を集め、来訪者数の大きな増加に結びついてきたことから、今後、令和11(2029)年の世界遺産登録 25 周年、伊勢志摩方面からの誘客のチャンスが広がる令和 15(2033)年の第 63 回神宮式年遷宮という絶好の機会を見据え、さまざまな主体と連携を図り、ファン獲得につなげるとともに、継続的な来訪者増加に向けた取組を行っていく必要があります。
- 熊野古道の保全に取り組んでいる保全団体の高齢化が進み、地元の有志を主体とする保全活動は限界に近づいていることから、新たな担い手を確保していくことがより切実な課題になっています。
熊野古道を良好な状態で未来に継承していくため、地域の団体の活動を主とする従来の保全の手法に加えて、さまざまな新しい手法を導入し、次世代の担い手確保や活動資金調達のための取組を進めていく必要があります。

取組方向

- 熊野古道伊勢路の世界遺産としての価値を背景とした「安らぎ・癒しを求める道」、「自分自身を見つめ直す道」といった多様な側面からの魅力を前面に出したブランディングの再構築を図ることで、熊野古道伊勢路の価値・魅力の一層の向上に取り組んでいきます。
- 熊野古道伊勢路を軸とし、周辺地域も含めて長期間楽しめる「拠点滞在型観光」を、地域の宿泊施設や観光事業者等と連携して推進し、来訪者の長期滞在化やリピーターの獲得を図っていきます。
- 熊野古道の魅力を伝えるさまざまなコンテンツの充実と並行し、SNS や DX の技術も活用して、来訪者も発信側となった情報拡散を図ることで、来訪意欲を喚起するとともに、移動や周遊をサポートする情報の提供など、来訪しやすい環境を整備していきます。
- 熊野古道世界遺産登録 20 周年、25 周年に向けて、15 周年事業で構築した東紀州地域内外の幅広いネットワークを活用していきます。
- 熊野古道に関するさまざまな活動をしている関係者が一堂に会し、意見交換や調整をしていく場である「熊野古道協働会議」の枠組みなどを通じて、保全団体や民間企業、市町等と連携し、熊野古道伊勢路全体で持続可能な保全体制の構築に向けて取り組んでいきます。

施策 10-2 公共交通の充実・確保

2026 年を見据えた現状と課題

- 加速する少子高齢化、運転手不足等により交通不便地域等が拡大していることから、高齢者をはじめとする県民の皆さんの移動手段の確保を図る必要があります。また、新型コロナ収束後においても、混雑回避の傾向やテレワークなどの進展により、コロナ前に比べ移動需要が一定程度減少することが見込まれる中、地域公共交通の維持・確保に向けた取組を推進する必要があります。
- リニア中央新幹線については、県内全域からの交通アクセス性が高く、広く県民がメリットを享受できる場所に三重県駅を設置するよう検討を重ねています。今後、将来にわたって三重県が発展するためには、どのようにリニアを活用するべきかを検討する必要があります。

取組方向

- 既存の地域公共交通の維持・活性化に加え、県内の交通不便地域等の解消に向けて、さまざまな主体の参画により、地域公共交通をはじめ、地域の輸送資源を総動員(※)するとともに、次世代モビリティ等の活用など、地域の実情に応じた移動手段の確保に向けた取組の拡大を図ります。
また、新型コロナの影響により利用者が大幅に減少した地域公共交通の維持・確保を図るため、国、市町、交通事業者および地域等と連携しながら、地域ごとの公共交通網の見直しや新たな生活様式に対応した利用促進の取組などを支援します。
※例えば、観光地等でのグリーンスローモビリティ、郊外型団地での自動運転バス、不便地域でのデマンドタクシー、スクールバスや病院送迎車等との連携など
- リニア中央新幹線の開業を生かした県内広域交通網の再構築について、県内市町、交通事業者等と連携して検討するとともに、リニア中央新幹線名古屋・大阪間の工事が速やかに進むよう、建設発生土処分地の確保や用地買収などの事前準備を進めていきます。

施策 10-4 水の安定供給と土地の適正な利用

2026 年を見据えた現状と課題

- 水の安全・安定供給を図るため、渇水時における水不足の発生等に備え、将来にわたって安定的な水資源の確保に取り組む必要があります。水道事業については、人口減少などの社会情勢の変化等に対応するため、水道基盤強化への取組が重要となっているとともに、大規模地震発生時等に速やかに協力体制を築けるように、「三重県水道災害広域応援協定」に基づく県内市町間の連携を平時から強化していく必要があります。また、県が供給する水道用水、工業用水の施設についても、地震、風水害による被害や老朽化が懸念されています。こうした中で、将来にわたって県民の皆さんの暮らしの安全・安心の確保と地域経済の発展に貢献していくため、持続可能な水の安全・安定供給の実現に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。
- 人口減少の進展に伴う所有者不明土地の増加や境界が不明確な土地の存在が、災害時の復旧・復興やインフラ整備の支障となっています。そのため、土地の適正な利用および管理を図るとともに、進捗率が全国平均を大きく下回っている地籍調査を市町と連携して着実に進める必要があります。

取組方向

- 渇水時の水不足等に対処するため、利水者および関係機関と連携して、既存水源の安定的な確保に取り組めます。県内の水道事業について、県民の皆さんに安全な水道水を安定的に供給するため、持続可能な事業運営ができるよう、水道事業体の基盤強化の促進を図るとともに、災害発生時には、応援協定に基づき、県内市町と連携して応急給水、応急復旧等が迅速かつ円滑に実施できるよう、平時から訓練を行うなど協力体制の強化に取り組めます。また、県が供給する水道用水、工業用水の安全・安定供給の確保に向けて、施設の適切かつ計画的な改良を継続して進めるとともに、経営基盤の強化に取り組めます。
- 土地が適正に利用、管理されるよう、「国土利用計画法」に基づく土地取引制度の運用や「三重県土地利用基本計画」の更新など、関係者と連携して取り組めます。また、地籍調査について、大規模災害時の迅速な復旧・復興対策の推進やインフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に重点を置き、市町と連携して、効率的・効果的に推進します。

施策 15-2 競技スポーツの推進

2026 年を見据えた現状と課題

- 三重とこわか国体に向けた競技力向上の取組は、国民体育大会をはじめとする全国大会や東京 2020 オリンピックなどの国際大会での三重県選手の活躍となり、県民の皆さんに多くの感動を届けることができました。
- 東京 2020 パラリンピックの開催や三重とこわか大会に向けた取組により、パラアスリートの活躍への関心が高まっています。
- 目標を持ってスポーツに取り組むことは、自己実現につながるものであり、努力を重ねて勝つ喜びを得ることや、勝敗にかかわらず相手を称える気持ちを養うことは、心身の健やかな成長にも寄与するものです。また、選手が活躍する姿は、県民の皆さんの夢と希望、勇気となります。こうしたスポーツの価値に着目し、三重とこわか国体に向けた競技力向上の取組を一過性のものとせず、継続・発展させていくことで、スポーツに取り組む皆さん、とりわけ、次代を担う三重の子どもたちの夢を育むよう、支援していく必要があります。
- 県営スポーツ施設では、全国のトップアスリートが競い合う競技大会から、多くの世代の県民の皆さんが参加するスポーツイベントまで、数多くのスポーツ大会等が開催されています。
- 引き続き、いつでも安全・安心・快適に利用できる施設環境を整備し、ハイレベルなプレーを観戦したり、日常的にスポーツを楽しむ機会を提供していくことで、県民の皆さんがより一層スポーツに親しみ、スポーツを通じた心身の健康維持・増進につなげていく必要があります。

取組方向

- 本県の安定的な競技力の確保を図り、今後も多くの三重県選手が国際大会や全国大会で活躍することで、多くの県民の皆さんの夢と希望、勇気となるよう、選手やチーム、競技団体が行う強化活動への支援や、国体を契機に結成されたチームの体制強化、トップアスリートの県内定着に取り組めます。また、三重の子どもたちが、競技スポーツの場で、自らの夢や希望の実現に向かって歩んでいけるよう、ジュニア・少年選手の発掘・育成や、幅広い世代での指導者の養成による一貫指導体制の構築を図ります。
- 一定の競技レベルを有するパラアスリートの強化活動を支援し、パラリンピック等の国際大会や全国大会で活躍できるよう取り組めます。
- さまざまなスポーツ大会等が数多く開催できるよう、施設機能の維持・向上や老朽化施設の改修等を計画的に行います。また、県民の皆さんが施設をより快適に利用できるよう、指定管理者制度を通じて魅力的な事業やサービスの提供に取り組めます。

施策 15-3 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

2026 年を見据えた現状と課題

- 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けた取組を通じて、県や市町において、施設の新たな整備や大規模な改修が行われました。また、選手・指導者や競技役員などの人材が育成されました。こうして各地域に遺されたレガシーを活用した取組を進めることにより、スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりにつなげていく必要があります。
- スポーツへの興味・関心を促すためには、まずトップレベルのプレーを「みる」機会を充実させ、その迫力や感動を味わってもらうことが重要です。「みる」機運を盛り上げることは「する」人の拡大につながり、健康増進や疾病・介護予防といった社会的課題の解決のきっかけとなることも期待できます。さらに、各地域でスポーツイベント等が自主的・主体的に行われるなどスポーツに触れ親しむ機会の拡充に伴い、それを「支える」人たちの活動も活発化し、スポーツを通じた地域の一体感や絆づくりが進みます。こうしたスポーツのさまざまな効果により、県民の皆さんの生活を豊かにしていく必要があります。
- 障がいの有無にかかわらずスポーツを楽しむことで、障がいへの理解や障がい者の社会参加を促進するため、近年の障がい者スポーツに対する関心の高まりを生かし、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」裾野の拡大に取り組む必要があります。

取組方向

- 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて積み上げたレガシーを活用して、大規模大会の誘致・開催、各地域での開催競技に関わるスポーツイベントの開催、それらを支える競技役員・ボランティア等の人材の育成・継承などに取り組む市町や競技団体を支援することにより、スポーツの振興や地域の活性化を図ります。
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催競技をきっかけとして各地域で行われるさまざまな地域スポーツ振興の取組を通じて、あらゆる世代の皆さんがスポーツに参画する(する・みる・支える)機会の拡充を図ります。多くの皆さんがさまざまなスポーツに触れ親しむ機会を増やすことにより、健康で活力に満ちた暮らしにつながるよう、市町・競技団体等関係機関と連携して取り組みます。
- 障がい者スポーツを推進する拠点を設置し、障がい者がスポーツに取り組む機会の充実や、支える人材の養成等により一層の裾野の拡大に取り組むとともに、県民や企業等からの相談にワンストップで対応する体制を整備し、障がい者スポーツを総合的に推進します。